

京都市告示第 228 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 17 年 4 月 4 日付けで認可した南異町自治会について、区域、主たる事務所の所在地及び代表者の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 26 年 7 月 14 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 区域

変更前	変更後
<p>第 3 条 会の区域は、次のとおりとする。 京都市西京区桂南異町 6 番地 1 から 6 番地 3、6 番地 5、6 番地 7 から 6 番地 9、7 番地 1 から 7 番地 3、7 番地 5 から 7 番地 8、10 番地、10 番地 2 から 10 番地 4、10 番地 6 から 10 番地 9、11 番地 1、11 番地 2、12 番地、13 番地 1 から 13 番地 3、14 番地、14 番地 1、15 番地 1 から 15 番地 3、16 番地 1 から 16 番地 4、17 番地 1、17 番地 2、18 番地 1 から 18 番地 11、18 番地 13、18 番地 14、18 番地 16 から 18 番地 19、28 番地 29 番地、30 番地、31 番地 1、31 番地 2、32 番地 1、32 番地 2、33 番地、34 番地 1 から 34 番地 4、35 番地、35 番地 1 から 35 番地 7、36 番地 2 から 36 番地 6、38 番地 1 から 38 番地 9、39 番地、40 番地、41 番地 1 から 41 番地 3、41 番地 5 41 番地 6、42 番地、43 番地、43 番地 1、43 番地 2、44 番地 1 から 44 番地 9、45 番地 1 から 45 番地 3、45 番地 5 から 45 番地 9、50 番地、51 番地 1、51 番地 2、52 番地、53 番地、54 番地 1 から 54 番地 5、55 番地 1 から 66 番地 6、57 番地、58 番地、58 番地 1、58 番地 2、59 番地 1、59 番地 2、60 番地 1、60 番地 2、61 番地 1 から 61 番地 3、62 番地、63 番地、64 番地 1 から 64 番地 3、65 番地、66 番地 1、66 番地 2、67 番地、68 番地 1、68 番地 6、68 番地 7、68 番地 9 から 68</p>	<p>第 3 条 会の区域は、次のとおりとする。 京都市西京区桂南異町 6 番地から 18 番地、28 番地から 160 番地（枝番を含む）及び京都市西京区桂南町 1 番地 1 から 1 番地 3、1 番地 5 から 1 番地 10、2 番地 3、2 番地 4、2 番地 7、2 番地 8、2 番地 11、2 番地 14、3 番地 2、3 番地 3 までの区域</p>

番地15, 68番地18, 68番地20, 69番地, 70番地, 71番地1, 71番地2, 72番地, 73番地, 74番地, 75番地1から75番地5, 76番地, 77番地1, 79番地1, 79番地2, 80番地, 81番地, 81番地1, 81番地2, 82番地, 82番地1から82番地3, 83番地1, 83番地2, 84番地84番地1, 84番地2, 85番地1, 85番地2, 86番地, 87番地, 87番地1から87番地3, 88番地, 88番地1, 88番地2, 89番地, 89番地1, 89番地2, 91番地, 91番地1から91番地7, 92番地1, 92番地2, 94番地, 95番地, 96番地, 97番地1, 97番地2, 98番地, 99番地, 99番地1, 99番地2, 100番地1, 100番地2, 101番地, 101番地1から101番地5, 102番地, 102番地1から102番地3, 105番地, 106番地, 107番地1, 107番地2, 108番地1, 108番地2, 109番地1, 109番地2, 110番地1から110番地4, 111番地, 112番地, 113番地, 113番地1から113番地3, 114番地, 115番地1から115番地3, 116番地1から116番地3, 117番地, 119番地1, 119番地2, 119番地4, 120番地1, 120番地2, 121番地, 121番地1, 121番地2, 122番地, 122番地1, 122番地2, 123番地, 123番地1から123番地4, 124番地, 125番地1, 126番地, 127番地1, 127番地2, 128番地1から128番地3, 130番地1, 130番地2, 131番地, 131番地1, 131番地2, 132番地, 133番地1, 133番地2, 134番地, 135番地, 136番地1, 136番地2, 137番地1から137番地3, 138番地1, 138番地2, 139番地, 140番地, 141番地, 142番地, 143番地2, 143番地3, 144番地1, 144番地2, 145番地1, 145番地2, 146番地, 147番地, 148番地, 149番地150番地, 151番地, 152番地1から152番地3, 153番地, 154番地1から154番地3, 155番地, 156番地, 157番地2, 157番地3, 158番地, 159番地, 160番地, 及び京都市西京区桂坤町1番地1から1番地3, 1番地5から1番

地10, 2番地3, 2番地4, 2番地7, 2番地8, 2番地11, 2番地14, 3番 地2, 3番地3までの区域

2 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市西京区桂南巽町99番地1	京都市西京区桂南巽町83番地1

3 代表者の氏名

変更前	変更後
田尻 和夫	森 吉也

4 代表者の住所

変更前	変更後
京都市西京区桂南巽町99番地1	京都市西京区桂南巽町83番地1

(文化市民局地域自治推進室)